

第1章 実状に合った土地利用構想

The 6th Strategic

The Master Plan of Izumizaki Village.

VI

第1節 土地利用の計画



1 機能的な土地利用の再編成

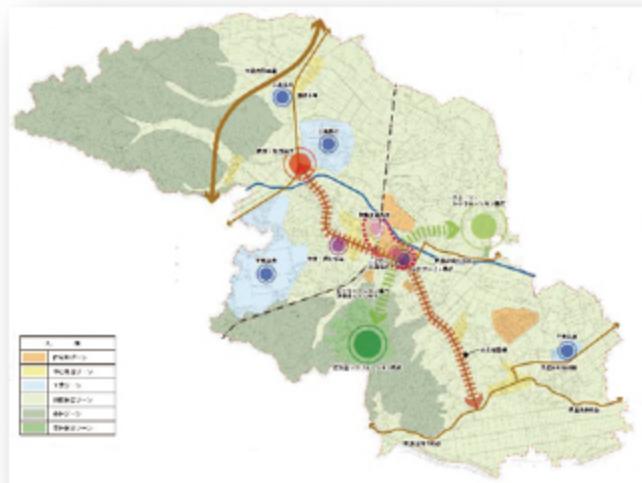


<現況と課題>

(1) 土地利用計画

土地利用を取り巻く地域の社会的、経済的諸条件が大きく変化している現在、国・県の計画及び本村における農業振興地域整備計画やその他の計画の基本方針との調整をさらに図るため、新たな視点に立った土地利用計画の総合的な検討が課題となっています。

図1：土地利用全体構想図イメージ



(2) 農用地の有効利用

農業を取り巻く環境の変化や都市化の進展等が、地域農業構造に与える影響が顕著にみられます。特に農家戸数の減少、農業経営者の高齢化や若手担い手不足等により将来の農地利用が懸念されています。

今後は、農地中間管理機構関連農地整備事業による農地の大

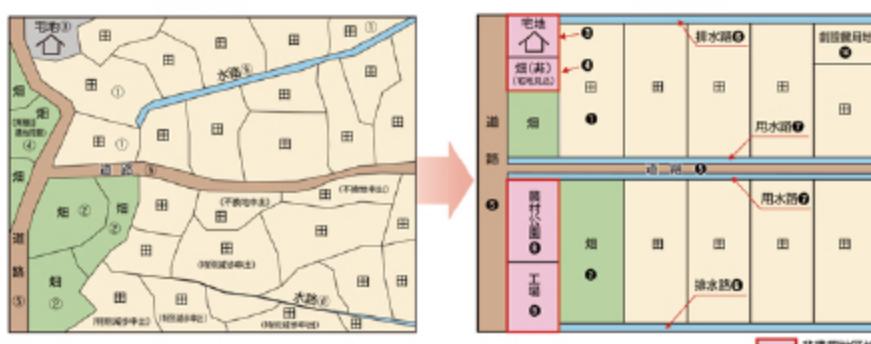


図2：ほ場整備のイメージ【福島県の農地整備事業より】

第3編 基本計画

区画化に伴い、地域中心経営体による農地の集約化を図りながら、活力ある農村環境の継承に向けて実効性のある農地利用の計画を検討する必要があります。

農地整備事業とは・・・・・

○農業生産の低コスト化

ほ場（水田）の一枚一枚に用水路、排水路、農道を配置し、区画を大きく整形し、湿田は乾田化することで**大型農業機械の導入や機械の効率的な稼働が可能**となります。また、水資源の合理的な管理ができ、**労働時間が大幅に短縮**されます。



○耕地の汎用化と高度利用

排水路の整備、暗きよ排水、客土などを行うことで、水田が稻作にも畑作にも利用が可能となり（汎用化）、**水田に麦・大豆など畑作物の導入が可能**になることから、農家が必要に応じた作物を生産できるようになります。

○耕地の集団化と連担的作業条件の形成

ほ場整備と同時に実施される「換地」により、小規模で分散している**農地が集団化され、農作業が効率的に行える**ようになります。また、農地を貸し出すなどの農地の流動化や農作業の受委託を進めることで、農業機械の効率的稼働が可能となる連担的作業条件（隣接するほ場間で、水路により機械的作業が中断されないよう、農道や畦畔を境に隣接しているほ場）が形成され、飛躍的な**労働生産性の向上**が期待されます。

○農地の流動化と経営規模の拡大

農業従事者の急速な高齢化が進行する中で、農地を担い手に貸し出したい農家が増大しています。しかし、農地が未整備であること借り手となる農家の営農条件と合致しないことから、農地の流動化が進展しません。そこで、**ほ場整備を実施することで農地の流動化が進展するとともに、整備後にも引き続き流動化が進展することが確認されております。**

○農村生活環境の改善

農村は生産の場であると同時に生活の場でもあるため、ほ場整備により整備された**農道は、通学、通勤路などの生活道路としても利用**でき、また、整備された排水路も地域全体の排水能力を向上させ、**大雨時の湛水被害の軽減**にも役立ちます。



写真1：天王台ニュータウンより駅西側



写真2：ほ場整備の大区画化イメージ

(3) 都市施設整備

本村は、県南都市計画区域として村全域が都市計画区域となっていますが、都市全体の機能的な土地利用を推進するために設定される用途地域は無指定となっています。

こうしたことから、今後は無秩序な開発を未然に防止し、快適な住みよい住環境を形成し、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進していくために、都市計画マスターplan^{*1}や立地適正化計画^{*2}の策定による都市計画に基づいた土地利用を進める必要があります。

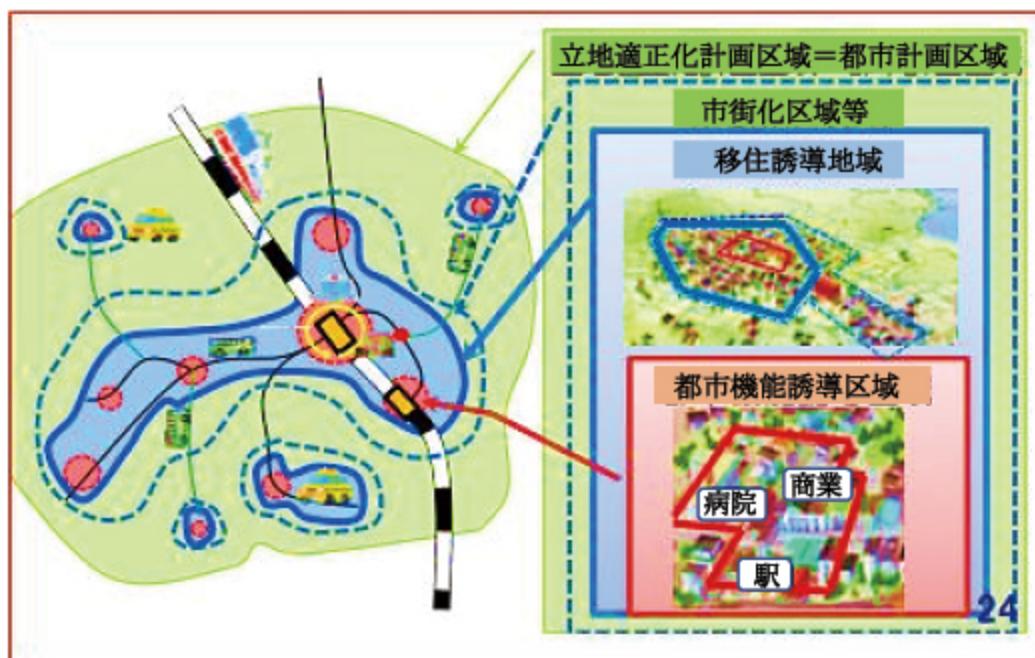
*1 都市計画マスターplan

市町村の都市計画に関する基本方針。(市町村マスターplan)

*2 立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスターplanとして位置づけられる市町村マスターplanの高度化版。

＜立地適正化計画のイメージ図＞



＜基本計画＞

(1) 土地利用方針

農業振興地域整備計画、都市計画マスターplanなど、その他各種基本計画との調整を行い、適正な土地利用計画の確立に努めます。

また、土地取引や開発行為について関係する規制などを村民に対し周知徹底を図るとともに、開発の適正指導と計画的な誘導に努めます。総合振興計画に基づく産業の振興を図るため、効果的な土地利用の促進に努めます。

第3編 基本計画

(2) 農用地の有効利用

農業を取り巻く厳しい環境の中にあって農用地の有効利用を図るために、中間管理事業を活用した農地の集積・集約化と併せ営農条件の整備等各種施策により、地域農業の担い手を育成・確保を進めます。



また、低利用農地の団地化を促進するため、

地域の担い手や農業法人、農業関係機関等と将来の農用地の活用について協議を行い、泉崎村地域計画^{*4}を策定します。さらには、現役を退いた世代の中には、野菜作りや稻作及び菜園など、農産物に興味を抱く方も多く、趣味（生涯学習）として、あるいは付加価値の高い生産品を出荷するなど、就農という農業生産者への選択も考えられます。新たな農業の担い手としての可能性、こうした希望者への新たな環境の提供（整備）として、最適化と利活用を推進し、農用地の有効活用を図ります。

*4 地域計画 村内農地の一筆毎の10年後の担い手を明記した法定化された計画

(3) 都市施設整備方針

○ 開発の適正指導と計画的誘導

住宅地の開発にあたっては、地区計画制度、建築協定制度などの導入を行うなど、開発の適正指導と計画的誘導を図り、調和のとれた都市づくりを推進します。

○ コンパクトで持続可能なまちづくり～コンパクト・プラス・ネットワーク～

無秩序な開発を未然に防止しつつ、居住機能や商業・医療・福祉等の都市機能がまとまって立地し、これらの施設に容易にアクセスできるコンパクトなまちづくりを推進するために、村民の意見を反映させた都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定に向けた検討を進めていきます。



JR 東北本線泉崎駅

<実施施策>

(1) 土地利用施策

- 調和のとれた土地利用の推進

土地利用計画に基づいた、秩序ある土地利用を推進し、調和のとれた地域づくりを図ります。

- 土地利用の量的調整

地域特性と地域バランス、需要動向などを考慮しながら、適正な土地利用への誘導・規制を図ります。

(2) 農用地の有効利用施策

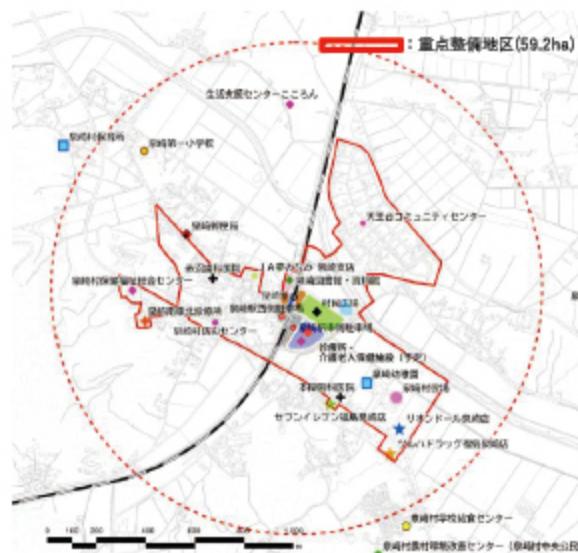
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく事業の推進

(3) 都市施設整備施策

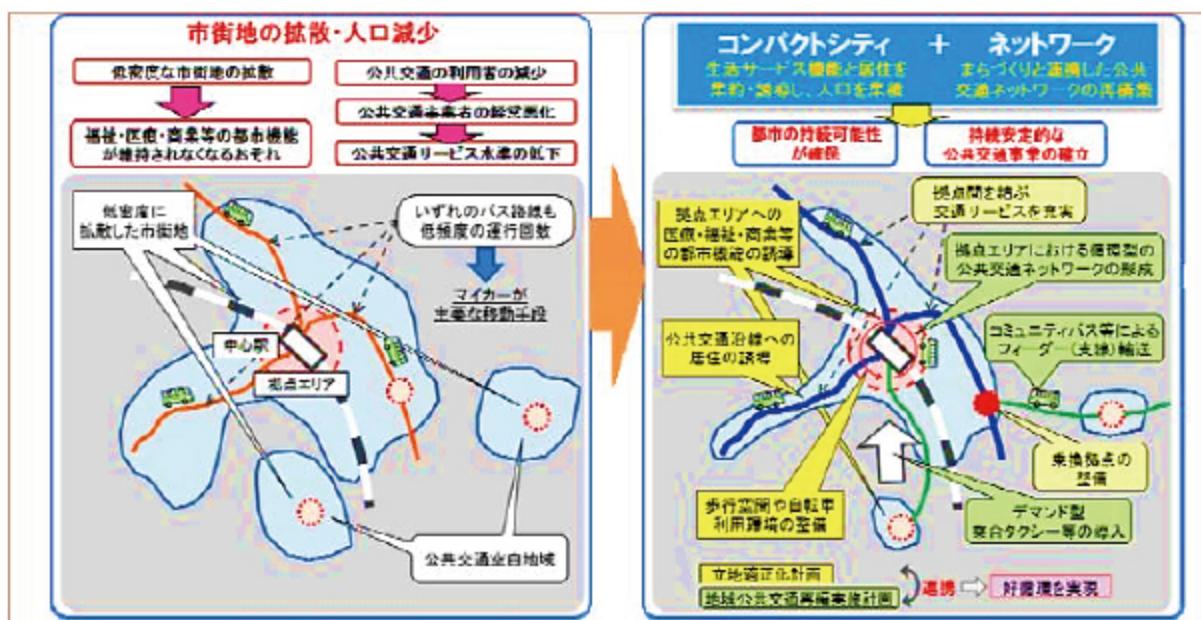
- 都市計画マスターplan策定

- 立地適正化計画策定～コンパクト・プラス・ネットワーク～

※コンパクト・プラス・ネットワーク：住宅や商業施設、医療・福祉施設など生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方。「立地適正化計画制度」の基本コンセプト。



<コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ図>



第6次総合振興計画

The 6th Strategic
The Master Plan of Izumizaki Village.

VI

第2章 豊かな自然と温かな心を育むむらづくり

The 6th Strategic

The Master Plan of Izumizaki Village.

VI

第1節 環境にやさしいむらづくりの推進



1 環境美化

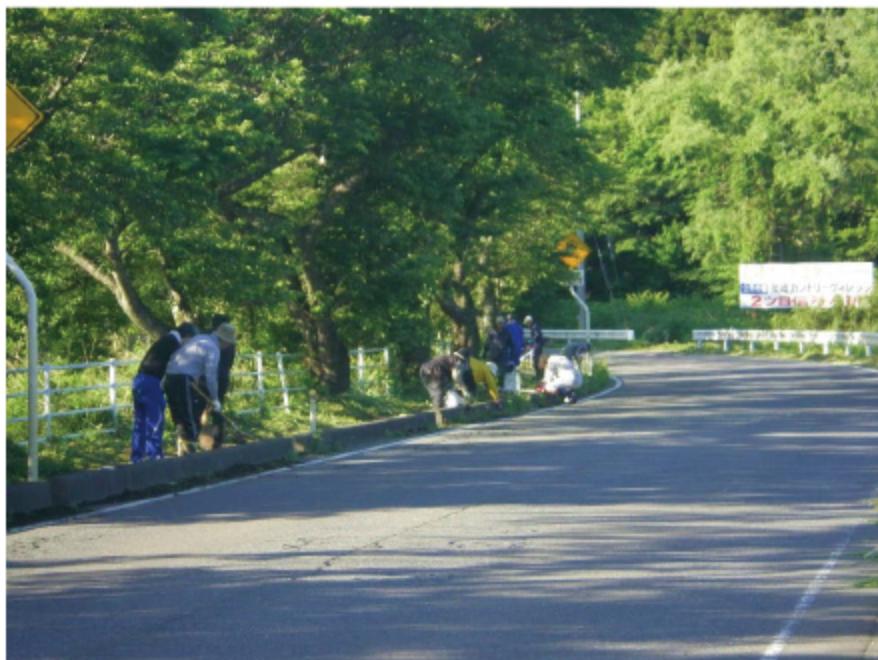
<現況と課題>

村内の環境美化を推進するには、村民の理解と協力、さらには、「自分が住む地域の環境は、自らの手で整備する。」という意識が必要です。

現在、本村では「クリーンアップ作戦」、「花いっぱい運動」など、各自治組合、各種団体、企業単位の協力による清掃、除草、植栽などを実施し、美しいむらづくりのための活動が行われているほか、老人会や女性団体など、自治体・自治組合以外の団体のボランティアによる美化活動が活発になってきており、文化財や自然環境などの美化・保全活動への貢献度が高まっています。

また、不法投棄や不法焼却のパトロールの実施、制度周知のための広報活動によりその数は年々減少してきています。しかし、未だ制度の理解不足等により完全には防ぎ切れていない状況にあります。

今後も生活環境の改善を図るためにには、地域との連携はもとより、学校や企業とも協力連携を深め、村民一丸となってゴミのない美しいむらづくりをさらに推進する必要があります。



〈クリーンアップ作戦の様子〉

<基本計画>

環境美化の推進のためには、その目的・目標と場所を明らかにし、行政、自治組合、各種団体等が担うべき役割を明確にしながら、環境美化活動そのものが、住民の主体的な日常活動として定着する体制づくり、つまり「自分の住む地域の環境は、自らの手で整備し維持する。」という住民意識の高揚を推進目標とします。

<実施施策>

- 環境美化活動の目標と活動場所の明確化
- 景観の改善を図るため花のあふれるむらづくりを実施
- ゴミや悪臭のない住みよい生活環境保全のための環境パトロールの充実
- 廃棄物の不法投棄を防止するための不法投棄パトロールの強化
- 環境美化の目的と効果について住民理解を高める周知活動の実施

ゴミ収集処理状況の推移

年 度	可燃ゴミ (t)	不燃ゴミ (t)	ゴミ処理に要する費用 (千円)
令和元年度	854	57	51, 290
令和2年度	873	70	44, 211
令和3年度	874	59	48, 666

(資料:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果)

し尿等収集処理状況の推移

年 度	投 入 量 (m³)	し尿処理に要する費用 (千円)
令和元年度	1, 491	16, 245
令和2年度	1, 488	6, 574
令和3年度	1, 495	7, 053

*浄化槽汚泥処理量及び費用を含む

(資料:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果)

2 環境保全

<現況と課題>

本村においては、企業立地の促進、住宅団地の積極的販売による都市化の進展や活発化する産業活動などにより、騒音、悪臭、煙害、水質汚濁等の公害に対する苦情が増加しています。

しかしながら、これらの多くは法的規制基準内での苦情や不安であり、住民理解との乖離により苦情につながっているものが少なくないことから、行政による制度周知に加え、事業者の積極的な対策が求められています。

自然環境では、地球温暖化など世界規模の環境悪化が叫ばれているところであり、より専門的な対応が必要とされてきている。住民の将来に何を残さなければならないのかを見極め、より効果的な保全活動を行っていく必要があります。

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



環境省：環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標 とガバナンスに関する総合的研究」

<基本計画>

企業や事業主との協力連携を強化し、住民理解の向上につながる施策を実施するとともに、環境コンサルタントなどから専門的知識や方法を学び、より効果的な環境保全活動に努めます。

また、住民の健康を守り、良好な生活環境を維持するために、住民総ぐるみの環境保全に努めます。

<実施施策>

- 悪臭の抑制・防止
- 水質汚濁・大気汚染の監視・測定モニタリング方法の充実
- 環境保全思想の普及
- 公害苦情に対応する専門的知識をもつ職員の育成

第2節

美しくやさしい生活空間づくり



1 良好的な景観の形成

<現況と課題>

村のシンボルである鳥峠。春になると道路沿線を飾る桜並木。季節によって色を変える田園風景。これらが、本村の美しい緑豊かな景観をつくっています。

しかし、ごみのポイ捨てや不法投棄などにより、良好な景観が維持できているとは言えないのが現状です。

景観の維持・保全のためには、住民参加による景観の再生に向けた取り組み及び村民一人ひとりの景観形成に対する意識の高揚が必要不可欠です。

<基本計画>

○ 環境美化運動体制の整備

各種団体との連携を密にするとともに、村民参加による環境美化運動体制の整備により、村民一人ひとりの環境美化への意識高揚に努めます。

<基本施策>

○ 村内統一クリーンアップ作戦

○ 道路沿線等の美化運動（花いっぱい運動）



〈花いっぱい運動コンクールの実施〉



〈村内統一クリーンアップの実施〉

第3節 生涯学習と学校教育の推進



1 生涯学習及びリカレント教育の充実

<現況と課題>

本村における生涯学習の理念は、「いつでも　どこでも　気軽に」学習できる環境を推進していくことです。

生涯を通じた多様な学習活動に参加することにより、自らの個性と能力を伸ばし、心豊かで生き生きとした人生を築きたいという住民の意識が高まっています。また、近年の社会環境の急激な変化は、学習ニーズの多様化や高度化をもたらし、従来進めてきた施策や施設運営に対して新たな展開が求められてきています。

住民が生涯にわたって学習を継続していくためには、乳幼児期から青年期前半にかけて、生涯学習意欲の啓発とその基礎的能力を培うことが大切です。本村では、家庭・学校・地域及び行政がそれぞれの役割を果たす中で、相互が連携し、社会生活で必要な基本的生活習慣を形成し、自ら学ぶ意欲や社会の変化に対応できる基礎的な能力の育成を図らなければなりません。

また、住民の高度で多岐にわたる学習ニーズはますます高まると予想されるところから、学習機会のより一層の充実と内容の整備を進め、住民のニーズに即した対応を図るとともに、自主的な参加と活性化を促進していく必要があります。そのため、自己に適した手段や方法で生涯にわたって学習を行うことができるよう環境の整備が必要です。特に、現代社会に対応しうる知識や技術の習得、現代的課題の学習を生きがいや心のゆとりの追求、さらに、社会人のリカレント教育（学び直し）などの要望に応えるため、関係機関や民間団体との連携強化を図り、様々な事業を展開し、住民の自主的学習活動を支援しなければなりません。

<基本計画>

人生100年時代を見据え、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながるような学習機会の充実を図ります。

また、自主的な学習サークルを支援するとともに、これらのサークルと連携を図り、「自ら学ぶ環境」を整備し、自ら学習し、生きがいを求める学習を推進します。

さらに、青少年の人間形成を図るために、地域社会において、周りの大人との関わりの中で様々な生活体験や社会体験、自然体験を積み重ねていく事が重要です。その望ましい環境を整備するため、家庭・学校・地域が連携し、積極的な参加が促されるような学習機会の提供を図ります。

第3編 基本計画

<実施施策>

- 生涯学習活動へ参加促進
- ライフステージに応じた生涯学習の充実
- 生涯学習推進体制の連携強化
- 自主学習サークルへの支援
- リーダー育成とボランティアの活用
- リカレント教育の推進
- 図書館（子ども読書活動の推進等）及び資料館の活用



(キッズ英会話教室
ハロウィン)



(芸能発表会)

子ども読書活動推進計画

理念

- ★『表現力を高め、豊かな心を育む』
- ★『輝く未来への創造性・発想力を養う』
- ★『自らの人生をより深く研鑽し『生きる力』を身につけていく』

計画の目的

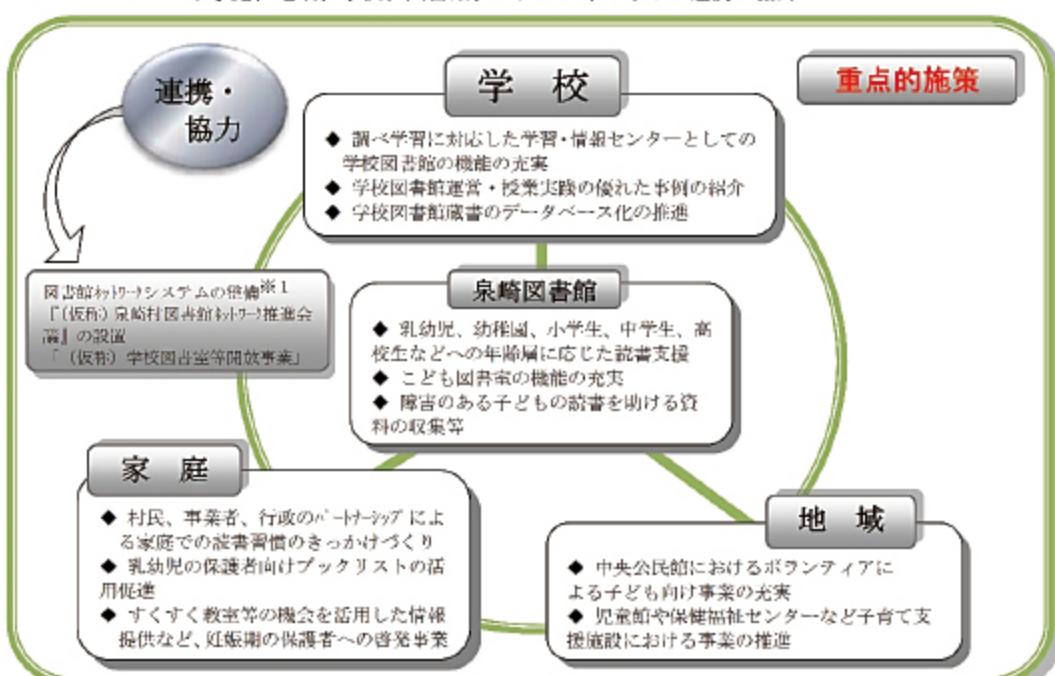
子どもが読書を通じて、知識と感性と人間性を培い、思いやりのある豊かな心を育むよう、読書活動を推進する基本的な方向を明らかにし、各種の施策を総合的に推進することを目的とします。

<基本方針>

- 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- 子どもの読書環境の整備・充実
- 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発
- 家庭、地域、学校、図書館、ボランティアなどの連携・協力

計画の期間

5年間のローリング方式



重点的な取組
発達段階ごとの

乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 村民、事業者、行政の協働による家庭での読書習慣のきっかけづくり ◆ 乳幼児の保護者向けブックリストの活用促進 ◆ 両親教室等の機会を活用した情報提供など、妊娠期の保護者への啓発事業
小・中学生	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 調べ学習に対応した泉崎図書館と学校図書館の連携・機能の充実 ◆ 学校図書館運営・授業実践の優れた事例の紹介 ◆ 学校図書館蔵書のデータベース化の推進 ◆ 図書館における小学生、中学生、高校生などへの年齢層に応じた読書支援
高校生ほか	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 図書館における小学生、中学生、高校生などへの年齢層に応じた読書支援 ◆ 障害のある子どもの読書を助ける資料の収集等

図：子ども読書活動の推進

泉崎村中央公民館事業及び活動一覧

科 目	事 業 名	活 動 内 容	期 間	対 象	会 場
学 級 活 動	1 放課後子ども教室	放課後の居場所づくりとして学習やスポーツ、文化活動等の体験活動	5月～2月	小学生	各小学校 中央公民館
	2 大人の趣味くらぶ	各種体験活動	6月～1月	一般男女	村外
	3 そば打ち教室	村内産そば粉を使用し、そば打ちの基礎を学ぶ	10月～12月	一般男女	中央公民館
	4 盆栽教室	盆栽の剪定、管理の仕方	5月～10月 ・3月	一般男女	中央公民館 他
	5 クック&クッキング	フランス風料理実習	6月～12月	一般男女	中央公民館
	6 絵画教室	水彩画を学ぶ	5月～12月	一般男女	中央公民館
	7 ハンドクラフト教室	陶芸・アクセサリー製作を学ぶ	5月～12月	一般男女	中央公民館
	8 けん玉教室	基礎から応用まで技の習得、けん玉検定の上位資格を目指す	6月～8月	小学生以上	中央公民館
	9 英会話教室	日常生活に必要な英会話を学ぶ	6月～12月	一般男女	中央公民館
	10 キッズ英会話教室	楽しみながら、英会話に親しむ	6月～12月	幼稚園児～小学生(1・2年生)	中央公民館
	11 成人学級	一般教養と希望選択による歴史探訪、カラオケ、民謡、絵手紙、チャレンジのクラブ活動	5月～2月	一般男女	中央公民館 他
	12 乳幼児家庭教育学級	乳幼児の発達過程と家庭教育等	6月～3月	乳幼児を持つ親	泉崎保育所 泉崎幼稚園
	13 小中学校家庭教育学級	子育てセミナー、子供の心と家庭教育の在り方、思春期の子供を持つ親	6月～3月	小中学生を持つ親	泉崎第一小学校、泉崎第二小学校、泉崎中学校
公 民 館 一 般 事 業	1 村民ハイキング	ハイクを楽しみながら、仲間との語らい自然と触れ合う	6月中旬	一般村民	村外
	2 村民文化祭	一般作品の展示、活動成果発表、各種団体による出店	10月下旬	一般村民	中央公民館
	3 マルシェ	趣味で作った手作り物品の展示販売	10月下旬	一般村民	屋内運動場
	4 夏休みこども体験	夏まつりの開催	8月上旬	小学校生	中央公民館
	5 クリスマスこども会	昔ばなし、人形劇鑑賞、音楽鑑賞等	12月上旬	幼稚園児～小学校低学年	中央公民館
	6 20歳(はたち)の成人式	20歳(はたち)の成人を祝う式典	成人の日前日	20歳の成人	中央公民館
	7 図書貸出	児童書、一般図書の貸出	4月～3月	一般村民	中央公民館

第3編 基本計画

2 学校教育の充実

(1) 幼稚園教育

<現況と課題>



幼児期は、生活体験を通して人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、同世代との集団生活を通じて、信頼感や自立心を育むとともに、基本的な生活習慣を身につけることが大切です。

幼児が生活する環境は、近年大きく変わってきており、少子化による核家族の増加によって、近所の子どもたちが集まって学ぶ姿が減り、メディア（スマートフォンやゲーム）などの普及により屋内での一人遊びが増えました。また、地域のつながりが希薄になり、近所の大人が他人の子どもに対して話しかけることも現代ではまれになり、これまででは、自然と身についていた運動能力や好奇心、人間関係を築く力が身につきにくくなっています。

一方で教育環境の現状は、本村でも少子化の影響により園児数が減少しており、空き教室がある状況です。しかしながら保護者の就労等の増加により保育所の入所者数は年度途中の申し込み、0歳児の申し込みが増えており受け入れ保留が生じております。このような状況の改善策のひとつとして幼保一元化などの検討が必要となっています。

<基本計画>



社会の様々な変化は止まることなく、これからの幼稚園教育に著しい影響を及ぼしています。子どもたちがこの目まぐるしく変化する社会に柔軟に対応し、自分の個性を發揮するたくましい大人に育っていくための基礎作りを支援することが幼稚園教育の大きな課題です。子どもたちをどう育てていくのか見通しをもって教育に携わる必要があります。

- 人間形成の土台づくりの場として教育内容の充実
- 親の教育力向上のための支援
- 社会のニーズを踏まえた柔軟な幼稚園の在り方
- 子育て支援としての相談機能の充実

<実施施策>

一人ひとりの発達段階に応じた幼児教育の充実により基本的な生活習慣、態度を育て、健全な心身の基礎を養うようにします。

(1) 教育内容の充実のために

○ 「いきいき遊ぶ」

遊びの中で、意欲を持って取り組むことと、仲間と一緒に工夫しながら、体を動かす楽しさを体験します。

○ 「気づき思いやる力」

幼児期は、身体表現に頼る伝え合いから主に言語表現により伝え合いへと変化していく時期であることから、幼稚園では話すこと、聞くことを中心として友達と伝え合うことや、みんなで話し合うことの楽しさや、聞こう（聴こう）とする意欲や態度を育てる指導の充実を図ります。

○ 「規範意識」

善悪の判断、決まりを守ること、他人に迷惑をかけない等の規範意識を家庭と連携して幼児期から育てます。

○ 「教育力の向上」

各種研修などにより、幼稚園教諭としての資質向上に努めます。

○ 幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 ^{※1}

○ 発達や学びをつなぐスタートカリキュラムを実践 ^{※2}

○ 幼保小の架け橋プログラムの推進など ^{※3}

(2) 家庭の教育力向上のための支援

家庭教育支援環境整備（教育相談、健康相談等）

(3) 社会のニーズを踏まえた柔軟な幼稚園の在り方



※1 指導計画は、教育課程を具体化し、カリキュラム・マネジメントを支える重要な役割を果たすものです。各幼稚園において、本資料を手掛かりに教師の資質能力の向上や研修の充実等に取り組ませることにより、幼稚園教育の質の向上が図られ、一人一人の幼児に、持続可能な社会の創り手としての基礎を培うことが期待されています。（文部科学省）https://www.mext.go.jp/content/20210301-mxt_youji-000013093_01.pdf

※2 遊びや生活を通して総合的に学んでいく幼児期の教育課程と、各教科等の学習内容を系統的に学ぶ児童期の教育課程は、内容や進め方が大きく異なり、その接続は決して容易ではありません。この課題に応える具体的な手立てとして、

国立教育政策研究所において作成されたものです。https://www.nier.go.jp/youji_kyouiku_center/information.html#i1

※3 「幼保小の架け橋プログラム」は、子供に関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指すものです。https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm

第3編 基本計画

(4) 園庭の開放

- 運動施設として遊具を提供し、自由に園庭を開放します。
- プレリーダーによる「遊び」の指導を行います。

幼稚園の役割（地域における幼児期の教育センターとしての役割）

- ・ 地域の子どもの成長・発達を促進する場としての役割
- ・ 遊びを伝え、広げる場としての役割
- ・ 子育ての喜びを共感する場としての役割
- ・ 子育て本来のあり方を啓蒙する場としての役割
- ・ 子育ての悩みや経験を交流する場としての役割
- ・ 地域の子育て・ネットワークづくりをする場としての役割



幼稚園児の推移

年齢 年次	3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	学級	人数 (預り)	学級	人数 (預り)	学級	人数 (預り)	学級	人数 (預り)
令和元年度	3	55 (31)	2	43 (25)	3	67 (41)	8	165 (97)
令和2年度	2	41 (27)	3	58 (32)	2	42 (25)	7	141 (84)
令和3年度	2	42 (29)	2	42 (35)	3	59 (36)	7	143 (100)
令和4年度	2	42 (34)	2	41 (27)	2	46 (35)	6	129 (96)
令和5年度	2	42 (25)	2	43 (30)	2	41 (23)	6	126 (78)

(預り)：幼稚園の預かり保育+児童クラブ登録児童数



(2) 義務教育

<現況と課題>

現代社会は、人口減少、高齢化、少子化、グローバル化の進展と地球規模の課題等様々です。また、新型コロナ感染症の拡大により人類はこれまでの経験を踏まえつつ規定概念に基づいた取組が見直さなければならない状況となりました。また、感染症対策、温暖化対策は、デジタル社会、多様化社会の到来をもたらし、効率的、高度化された将来の豊かな人間社会の実現の予兆を感じさせております。

このような急激に変化する社会において、個人は、自立し、自らを律し、他者と協調し、協働して課題解決を図るとともに、社会の形成者として積極的に役割を果たしていくことが一層求められます。この基礎となる力を培うため、子どもたちの知・徳・体を学齢期の子どもたちにバランスよく育むことが重要であるとともに、学校の教育環境の整備と充実した活用に努めることが求められます。さらには、郷土福島県では、東日本大震災の経験を踏まえた道徳教育、防災教育、放射線教育の充実など「ふくしま」ならではの教育を継続して推進する必要があります。

<基本計画>

福島県では、令和4年度から12年度までの本県教育の基本となる第7次福島県総合教育計画を策定し、教育改革を推進しているところです。本村でもこの教育理念である「子ども一人ひとりの多様な幸せと社会全体の幸せ」を実現するために、「福島ならではの教育」、「学びの変革」を基に、新しい時代に合った教育を実現していきます。そのために、家庭、地域、学校が一体となり、村民みんながそれぞれの役割と責任を自覚し、教育に携わることを目指します。

<実施施策>

(1) 「学びの変革」によって、学力の向上を目指す

- 探究的で協働的な学習を実施する
- 個々の到達度や目標に応じた学習支援を行う
- ICTを活用し、探究的で協働的な学習や個に応じた学習を実現する
- 特別活動や学校行事を通し、主体的・対話的に課題を解決する力を育成する
- 泉崎村小・中学校学力向上推進会議の取組の充実を図る



図：学びの循環

(2) 個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壤をつくる

- 特別支援教育（インクルーシブ教育：共生社会^{※1}の形成）を充実させる
- 道徳や特別活動を通し、子どもたちの豊かなこころをはぐくむ
- 国際化の進展に対応できる人づくりの促進

第3編 基本計画

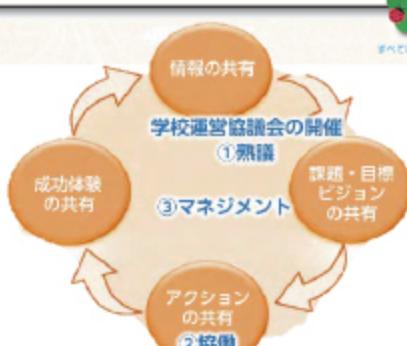
(3) 地域で学び、地域に誇りを持つことができる教育を推進

- 本村の豊かな歴史・文化、自然、産業に触れる学習を企画する
- 地域に根ざした伝統文化を保存・継承し、地域を愛するこころを育む
- 東日本大震災・原子力災害の教訓と継承し、命の大切さや未来を切り拓くたくましさを育む
- 地域全体で子どもたちを教え育てる取組を支援する
- コミュニティ・スクールの充実を図る
- 家庭における教育を支援する



(4) 豊かな教育環境の形成

- 安全で安心できる学習環境の整備を促進する
- 教育機器、教材の一層の充実と活用を進める
- 教員の資質の向上を図る
- 多様な教育ニーズへの対応を推進する



<インクルーシブ教育の推進イメージ図>

泉崎村の特別支援教育の推進体制図

泉崎村における支援体制整備状況を踏まえた推進計画

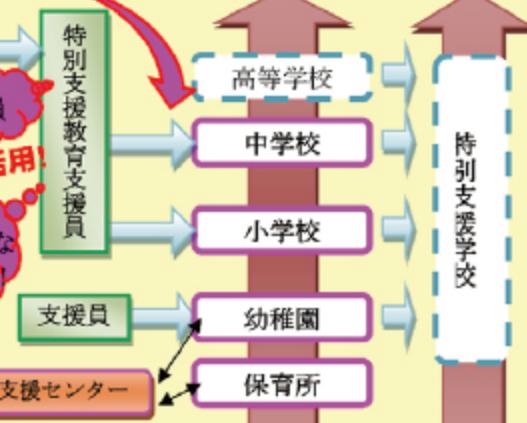
1. 目標・ねらい

障がいのある児童・生徒一人ひとりの人間としての多様性の尊重を強化し、それらの児童・生徒がもてる能力を最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することが可能となるよう、途切れることのない一貫した支援の提供に努める。

2. 泉崎村教育委員会支援体制（重点）

- (1) 実態の早期把握【より丁寧に状況を調査】（例）年中時にスクリーニング検査
- (2) 地域及び各校内の相談体制への支援
 - SSWr の配属（地教委：保護者の連携、医療機関への取り次ぎなど教育相談・連絡調整を推進。）
 - 合意形成に向けた保護者との相談と連携
- (3) 特別支援教育支援員の配置
 - 幼稚園 7名、泉崎1小4名、泉崎2小2名予定（増員）、中学校1人 **計14名**
 - ※泉崎1小に通級指導教室（ADHD の拠点校）を配置。※通級指導の適切運用のための支援と研修の充実を図る。
- (4) 村特別支援教育連携協議会の開催（年2回）
※保健福祉を含む支援体制システム作り
 - 支援体制システム作り・検討
 - 途切れのない支援策の検討
 - 支援員の指導力向上
- (5) 相談窓口の周知
- (6) 泉崎中へ知的学級の新設する教員研修及び教員の支援。

自立と社会参加



個別の教育支援【情報共有された一貫した支援の方向性】

県S C派遣事業

臨床心理に関する高度な「専門性」と、児童生徒等が気がねなく相談したり、第三者的立場から学校の相談体制等を見たりする。S Cを小1名・中1名配置。

保健福祉課

- ・児童相談所との連絡調整
- ・ケース検討会
- ・発達相談会（医師、臨床心理士）

3. 就学相談に関する課題について

- 近年、特別支援学級の教員が一人で問題を抱え込むケースが多い。保護者の窓口を担任のみにするのではなく、学年や管理職等にも広げることで、保護者（担任）の悩みやトラブル及び対応等を組織全体で実施する必要がある。

4. 参考

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）
- ・障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）

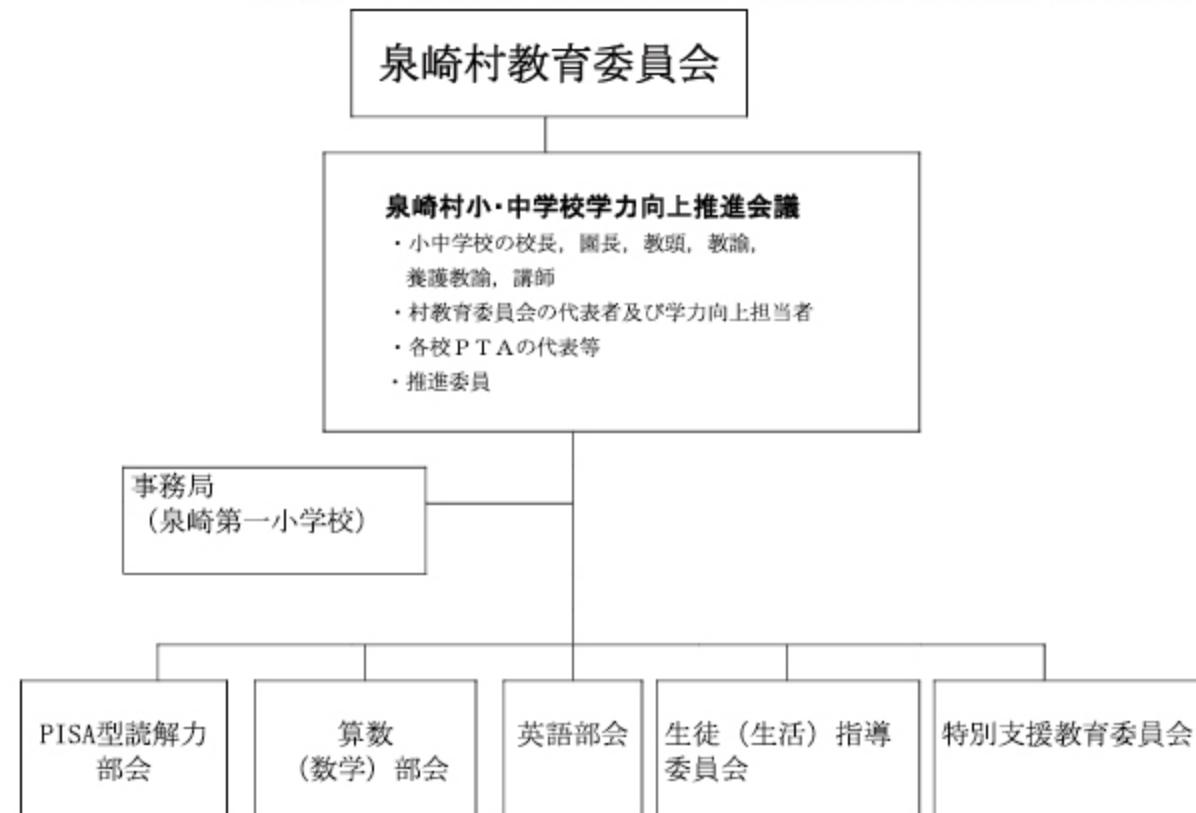
※【特別支援教育支援員】小・中学校において、様々な障がいの児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う者。

※1 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。障害者の権利に関する条約第24条では、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。（文部科学省：中央教育審議会）

第3編 基本計画

泉崎村小・中学校学力向上推進会議（組織構成図）

泉崎村小・中学校学力向上推進会議設置要綱（令和2年3月17日教育委員会訓令第5号）



○事務局・・・・学力向上プラン推進に係る庶務、涉外業務

※ 学力向上推進正副委員長、正副事務局長、庶務及び会計により構成

○教科研究部・・・公開（授業）研究・事後研究会の企画・運営、各校の研究記録の累積及び成果と課題の整理など

※ 各小中学校の教員により構成

※ 各部には、各校代表（3名：部長1名、副部長1名、記録1名）を置く。

小・中学校の推移の概要

（毎年5月1日現在）

学校名 年次	第一小学校		第二小学校		中学校		合計	
	学級数	人 数	学級数	人 数	学級数	人 数	学級数	人 数
令和元年 (下段:特別支援学級)	10	205	7	146	6	164	23	515
	2	10	2	8	2	4	6	22
令和2年 (下段:特別支援学級)	10	205	7	148	6	180	23	533
	2	10	2	10	2	4	6	24
令和3年 (下段:特別支援学級)	10	198	6	129	6	188	22	515
	2	10	2	10	1	5	5	25
令和4年 (下段:特別支援学級)	10	193	6	125	6	189	22	507
	2	10	2	10	1	7	5	27
令和5年 (下段:特別支援学級)	10	187	6	128	6	168	22	483
	2	13	2	11	2	9	6	33

(3) 高等教育

<現況と課題>

本村の高等教育機関への進学状況については、本村内には高等教育機関が無いため、近隣の白河市・矢吹町をはじめとする地域へJRや自転車等を使って通学しています。

また、教育に対する意識の高まりのなか、高校・大学のみならず、各種専門学校等への進学希望者も増加しています。

本村の高等学校への進学率は概ね100%となる現状ですが、経済上の理由等から上級学校等への進学を断念する子ども達を少しでも救済していくことが、重要な課題です。

<基本計画>

泉崎村出身の生徒又は学生が、家庭の経済状況によらず希望すれば誰でも質の高い教育を受けられるよう修学の資金として貸付を行い、より多くの者が高等教育機関へ進学できるよう努めます。

<実施施策>

○ 泉崎村育英基金貸付制度の活用

泉崎中学校 卒業生進路状況

卒業年度	卒業生数	進学者数	特別支援学校 高等専門学校 (進学者内数)
平成30年度	54	54	特別 0 高専 0
令和元年度	50	50	特別 0 高専 0
令和2年度	55	55	特別 0 高専 0
令和3年度	63	61	特別 2 高専 0
令和4年度	65	65	特別 0 高専 0

3 スポーツ文化の振興

<現況と課題>

高齢化社会の到来は本村においても例外ではなく、今後少子化がますます進むにつれ老年人口の割合も増加すると思われます。そのため各年齢層にあったスポーツの楽しみ方、スポーツを通しての世代間交流が図れるような環境整備が必要

第3編 基本計画

と思われます。

本村では、誰もが気軽に参加でき楽しむ目標として各種スポーツ教室を行っており、今後も住民のニーズに合ったスポーツ教室の開催と毎年開催している貯蓄会を継続して行うこととし、より多くの村民の方々に参加していただけるような取組みを図っていきます。

また、建設から年数が経過し、補修・修繕等が必要される施設においては、計画的に修繕を行い維持管理に努めます。

<基本計画>

各種、生涯スポーツの推進を図るうえで最も重要なのは、自らが進んで自主的に参加するためのきっかけづくりであると考えられます。そのため村では、全村民を対象に周知・広報活動に力を入れ、知人、友人、ご近所の方と一緒に参加し、体力づくりだけを目的とするのではなく、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方々の交流の場となるスポーツ教室の開催と環境整備に努めます。

<実施施策>

(1) 生涯スポーツの推進

スポーツを身近に感じて参加してもらうために、周知・広報活動を積極的に行い各種スポーツ教室の充実と、年代や競技に関係なく交流の場が図れるよう環境整備に努めます。特に新スポーツのレクチャーや誰もが簡単に楽しめるアトラクションを考案・提供し、運動機会と場を確保し、体力の推進を図ります。

(2) 指導者及びスポーツ推進員の育成

スポーツを推進する上で指導者や推進員の確保・養成が最も重要であると考えスポーツ協会や村が中心となり研修会や講習会への積極的な参加とスポーツの形式にとらわれない指導者の育成に努めます。

(3) スポーツ協会行事の充実

村では、支部対抗戦の競技を開催しており、今後も年齢層やニーズに合った各種競技を取り入れ参加者が楽しめるスポーツ協会競技の充実を図ります。

(4) 施設の維持管理

計画的な補修・修繕を行うことにより施設利用者が安心して利用いただけるよう施設の維持管理に努めます。

(5) 運動公園機能の充実

さつき公園はスポーツを楽しむための施設としてだけでなく、原発事故による子どもたちの運動不足の解消を図り運動機会の確保と体力づくりの場として、子どもや家族連れが楽しめる公園としての機能を充実させる。

スポーツ大会一覧

(令和4年度 実績)

期日	行事名	会場	参加者数
5月	第28回泉崎村長杯グラウンド・ゴルフ大会	八雲グランド	43
	第26回泉崎村議長杯グラウンド・ゴルフ大会	八雲グランド	41
	支部対抗ゴルフ大会（兼市町村対抗ゴルフ予選会）	白河ゴルフ倶楽部	126
6月	36ホールオープン記念泉崎村長杯パークゴルフ大会	パークゴルフ場	191
	第28回泉崎村体育協会長杯グラウンド・ゴルフ大会	八雲グランド	42
7月	支部対抗卓球大会	トレーニングセンター	50
	支部対抗ソフトボール大会	ソフトボール場	50
	第27回泉崎郵便局長杯グラウンド・ゴルフ大会	八雲グランド	42
8月	泉崎村議長杯パークゴルフ大会	パークゴルフ場	140
	第75回県民スポーツ県南地区大会	西郷村	32
	第9回ビルト商事（株）杯グラウンド・ゴルフ大会	八雲グランド	38
9月	第43回白河・西白河S.B選手権大会	東風の台	75
	さつき温泉杯パークゴルフ大会	パークゴルフ場	153
10月	第27回白河・西白河壮年ソフトボール選手権大会	表郷ソフトボール球場	70
	泉崎村男女ペアパークゴルフ大会	パークゴルフ場	160
11月	泉崎村収穫感謝パークゴルフ大会	パークゴルフ場	165
	第29回泉崎村グラウンド・ゴルフ協会長杯グラウンド・ゴルフ大会	八雲グランド	37
12月	泉崎村グラウンド・ゴルフ協会納会大会	八雲グランド	38
1月	令和5年初打ちグラウンド・ゴルフ大会	八雲グランド	36

体育施設の利用状況の推移

(単位：人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
さつき球場	5,908	3,528	5,653	7,159
第二球場	4,750	1,752	2,980	6,001
ソフトボール球場	5,510	1,480	2,581	3,592
プール	3,079	575	0	1,870
テニスコート	2,398	1,389	1,025	814
弓道場	2,778	2,098	3,820	3,196
サイクルスタジアム	3,115	3,029	2,428	2,799
トレーニングセンター	31,558	29,829	33,095	39,732
多目的広場	0	0	23	1,718

スポーツ教室

(令和4年度 実績)

教室名	期間	対象	会場	参加者数
貯筋会	6月～9月 10月～3月	一般の方	トレーニングセンター	1,380

4 高齢者の生きがい対策の充実

<現況と課題>

生きがいと健康づくり活動は、自主的なグループなどの身近な仲間づくりから始まります。村内施設に気軽に立ち寄る事ができ、仲間同士で飾る必要がないコミュニケーションが取れる場所が数多く確保され、仲間づくりが行われることが、

第3編 基本計画

生きがいと健康づくり活動の第一歩となっています。

家に閉じこもりがちであるが、きっかけさえあれば活動に取り組みたいと思っている高齢者は、活動のための環境整備や情報提供を最も必要とする人達です。そのような人達に積極的に各行事への参加を呼びかけ、参加意欲の向上を図っています。

また、高齢者の生きがい活動について、学習機会や活動機会の充実を望む声が多くなっています。生涯にわたって学習することや芸術・文化活動、スポーツ活動などに取り組むことは、健康で心豊かな暮らしを支える大きな要素の一つといえます。

本村においても、中央公民館主催の「成人学級」で講演会や各種クラブ活動を開催し、学習の機会を提供しています。しかし、近年高齢者の趣味・意識・学習意欲の多様化・高度化により、講演会、クラブ活動及び各種教室・スポーツ組織への参加者が年々減少、参加者の固定化等の傾向があり、多様化・高度化する高齢者のニーズにあった学習機会の提供など高齢者の生きがい対策の充実を図る必要があります。趣味を活かした各種教室・生涯スポーツであるパークゴルフ・グランドゴルフ・健康教室を通し、仲間の融和と親睦を図り、高齢者の生きがい対策の充実を図っています。

<基本計画>

高齢者が今まで培ってきた知識や経験・技能を生かして、地域や社会へ積極的に参画できる支援や体制づくりと生涯にわたり「共生」のための豊かな人間性・「自立」のための礎となる学びの機会をあたえる環境づくりを図るとともに、多様化・高度化する高齢者のニーズにあった学習の居場所を提供し、生きがいと健康活動の充実を図ります。

<実施施策>

- 「成人学級」の講演会・クラブ活動・発表会の充実
- 事業内容の充実と新しい教室開催による参加者の増加を図る
- 各種生涯学習の教室・生涯スポーツの充実及び地区活動の支援
- 学習する場の確保と指導者の育成・確保

5 国際性豊かなむらづくり

<現況と課題>

交通機関や情報技術の発達により、人・もの・情報が日常的に活発に行き来し、また、国際結婚等により日本に生活基盤を置く在住外国人もあり、諸外国の文化や生活習慣に接する機会が増え、国際感覚の醸成が必要とされてきています。このことから、村民一人ひとりが国際社会の一員としての認識を持ち、自らの文化

を大切にしながら、異なる文化や生活習慣などを認め合い尊重しあうことが重要なとなっています。

本村においても、幼稚園、小学校、中学校や公民館教室事業において、外国青年による英語指導を実施することにより、村民の語学力の向上と国際感覚の醸成に寄与してきたところです。

国際交流は人と人の交流であり、村民一人ひとりが国際化の担い手です。グローバル化が進む今日のような社会情勢では、国際的な感覚を持った村民の草の根活動こそが、地域のグローバル化に対応したむらづくりを推進する力になっていきます。そこで、地域の国際化にあたっては、住民や企業との連携・協働のもと、行政が主体となって推進していくとともに、住民の活動が円滑に促進されるような環境整備を図っていくことが重要です。

<基本計画>

地球環境問題、国際理解、在住外国人との相互理解において村民の意識の高揚を図りながら、国際交流に関わる村民の活動やボランティアなど、住民密着型の国際交流活動を泉崎村国際交流協会と連携しながら支援していきます。

また、村民一人ひとりが世界の人々と交流し、多様な文化や考え方を学び、国際的な知見を自らの地域で生かす能力を備え、国際社会を担う人材育成を今まで以上に推進します。

<実施施策>

- 国際理解のための教育の充実
- 泉崎村国際交流協会との連携強化・支援
- 姉妹都市との交流の推進
- 在村海外青年の交流事業への参加の促進
- 国際社会を担う人材育成

第4節 青少年の健全育成の推進



1 青少年の健全育成

<現況と課題>

少子高齢化が急速に進む中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など青少年を取り巻く社会・生活環境は、大きな影響を受けています。都市化の進展や核家族化の進行は地域連帯意識の希薄化

第3編 基本計画

を招き、さらにはインターネット等情報メディアの飛躍的な発達は情報の氾濫を招くなど、青少年の健全な成長に大きな問題を及ぼしています。

令和4年の民法改正により成人年齢が18歳となり若者層の社会参加の環境も変化しています。村では、青少年健全育成村民会議、各種事業を通して「自立と思いやりの心・温かな心」を育むことを目標に事業展開をしてきました。今後とも家庭での取組はもとより、スポーツ少年団等関係団体や地域住民及び学校が一体となり、地域における青少年の健全育成の基盤強化を図っていく必要があります。

<基本計画>

第5次泉崎村総合振興計画において定めた「青少年の(自立と思いやりの心・温かな心)を育む」ことを引き続き基本目標として、各種事業を展開するとともに、青少年活動の強化と指導者の育成に努めていきます。

また、家庭、地域、各種団体、各種機関と連携を図りつつ、青少年の健全育成活動の基盤を強化するとともに、青少年健全育成村民会議の充実に努めます。

<実施施策>

- 青少年健全育成村民会議の充実（各種団体、各機関との連携強化）
- 青少年活動指導者の発掘とリーダーの養成
- 世代間交流事業の推進、実施
- スポーツ少年団の育成、援助
- こどもの安全確保（「こども110番の家」、「見守り隊」等の活用）

第5節

文化の振興



1 地域文化・芸術文化の振興

<現況と課題>

地域の芸術文化における活動は、人々の感性を磨き、創造性を高める力を持つとともに、心の豊かな生活と活力のある地域社会を実現するための重要な役割を果たしています。

本村では、泉崎村芸能団体連絡協議会を中心に伝統芸能や唄、踊りなどをし、活発な文化芸術活動が行われております。近年においては、活動団体や参加人数も増加し、住民の自主的な企画・運営による事業が行われるほか、各種イベントに自ら参加し成果を発表しています。芸術文化活動としては、数多くの村民が参

加する文化祭をメインに発表会が開催されています。

今後は自主的な芸術文化活動をさらに活発にしていくために、村民のニーズに応じた支援、発表の場の確保に向けた取組が必要です。良き地域文化を守り、新しい泉崎村の村民文化を創造していくために、村民が伝統文化や現代文化に親しむ機会の充実を図るとともに、活動に参加する住民を増やし、担い手の発掘、新しい分野での芸術文化活動の創出に向けた支援を行っていく必要があります。

<基本計画>

村民一人ひとりが芸術に親しみ深めていくことが、村全体の芸術レベルを高め、文化の振興につながることを基本理念とし、芸術に触れる機会の充実を図るとともに、文化祭や芸能発表会など各種文化的イベントの拡充に努めます。

<実施施策>

- 生活を潤し教養を高める文化活動の推進
- 地域に密着した文化活動の支援
- 伝統文化保存会等の支援・育成
- 文化祭・芸能発表会等既存のイベント拡充
- 芸術文化活動への支援・環境整備
- 新たな活動団体の創出



原山1号墳※

※原山1号墳は、国道4号線沿いの丘陵上にあり、古くから埴輪の採集できる古墳として知られ、昭和48年に、力士像埴輪が、発見されました。昭和56年10月、福島県立博物館設立とともに、学術発掘調査が行われ、調査の結果、この古墳は、前方後円墳であることがわかりました。かなり廃されていましたが、全長はおよそ22mと考えられています。遺体や副葬品がおさめられた場所は、残念ながらすでに失われていました。埴輪は、古墳のまわりの隅に落ちた状態で発見されました。本来は古墳の上に立て、並べていたと考えられます。出土埴輪は、大きく分けて円筒埴輪と形象埴輪があります。形象埴輪で形のよくわかる7体(盾を持つ人、冠を被る男子、力士像躍る男子、琴を弾く男子、盛装の女子、馬)はよく知られています。ほかにも同じような破片があり、これらの埴輪は2体ずつあったようです。また、馬の埴輪の破片も見つかっています。人物埴輪としては古い墳のもので、また、埴輪の組み合わせがよくわかる例として、全国的にみてもたいへん重要です。これらの埴輪の特徴や、ほかに見つかった土器から、古墳がつくられたのは、5世紀後半と考えられ、古墳に葬られた人物は、この地域を中心に権力をふるった支配者だったことが分かります。

第3編 基本計画

2 文化財保護

<現況と課題>

本村は、数多くの貴重な歴史的文化遺産などを村内各所に有し、あるいは、発掘されており、かけがえのない伝統文化に恵まれています。これら先人の遺産を後世に伝え、保存していく必要があります。本村では、平成5年に泉崎資料館を設立し、保存、展示してきましたが、平成22年に図書館を併設、図書館と資料館をコラボレーションし、保存及び利活用を更に充実させる必要があります。

また、文化財保護審議委員と連携・協力し、村内各所に存在する有形、無形の文化財が消失・散逸しないうちに調査、把握し、保存を図っていく必要があります。

<基本計画>

既に指定されている文化財はもとより、今後、消失・散逸のおそれのある有形・無形文化財を把握し、新たに指定することにより、村全体の歴史文化遺産の保存を図っていきます。

また、学校や公民館と連携して文化財を有効活用することで、村の歴史や文化に触れる機会を創出するとともに、地域の文化財ボランティアの育成を図ります。

<実施施策>

(1) 村文化財の知識の普及、啓発活動の促進

- 文化財保護審議委員と連携協力し文化財調査研究の充実を図る。
- 文化財マップや説明板の設置
- 歴史・文化財に関する講座の実施
- 地域の歴史、文化遺産の教育場面での活用推進

(2) 文化財保存活用事業を推進

- 文化財ボランティアの育成
- 文化財状況調査の実施

(3) 有形・無形文化財の保存・ 活用計画の策定



鳥峰稻荷神社※

※鳥峰稻荷神社は泉崎村で最も高い山である鳥峰（標高486m）の山頂にあります。神社ができた由来は古く1200年以上前にさかのぼります。現在の社殿で最も古いのはこの神社の本殿で、江戸時代につくられたものです。本殿には、いたるところに見事な彫刻がほどこされています。また、彫刻の一部には赤や青黄色などの顔料が残っていることから、つくられた当初は色彩豊かな建物であったと考えられます。鳥峰稻荷神社は古くから白河地方を納めた盟主が大切にしてきた神社です。例えば現在の本殿は白河藩主松平定信が修復したときにできたものです。

泉崎村文化財一覧

国指定文化財

指定種別	名称	指定時期	所在地	所有者
史跡	泉崎横穴	昭和9年5月1日	泉崎字白石山1-8	泉崎村
史跡	関和久官衙遺跡	昭和59年7月21日	関和久字明地他 北平山字山寺他	泉崎村ほか

県指定文化財

指定種別	名称	指定時期	所在地	所有者
史跡	観音山磨崖供養塔婆群	昭和48年3月23日	踏瀬字観音山1	踏瀬区共有
有形文化財考古	原山古墳出土埴輪一括	平成12年3月31日	泉崎字館24-9	泉崎村

村指定文化財

指定種別	名称	指定時期	所在地	所有者
無形民俗文化財	梅若歌念佛踊	昭和51年6月22日	太田川居平	太田川梅若歌念佛踊保存会
有形文化財考古	小林山古墳出土品	昭和51年6月22日	泉崎字新宿18	有賀克彦
有形文化財考古	縄文土器及び軒丸瓦	昭和51年6月22日	関和久字上町118	穂積國夫
有形文化財歴史	雷峰右衛門碑	平成19年1月24日	泉崎字館24-9	泉崎村
有形文化財建造物	鳥峠稻荷神社本殿	昭和51年6月22日	泉崎村鳥峠1	中目正紀
有形文化財工芸品	昌建寺梵鐘	昭和53年12月19日	泉崎字下宿88	秋泰雄
史跡	大網寺本廟跡	昭和51年6月22日	関和久字古寺7-3	大網信慧
天然記念物	踏瀬旧国道松並木	昭和51年6月22日	踏瀬字赤沢山	国有地
天然記念物	川畑の格	昭和51年6月22日	泉崎村川畑12	海上高雄
天然記念物	昌建寺のしだれ桜	平成19年1月24日	泉崎村字下宿88	秋泰雄
天然記念物	常願寺のしだれ桜	平成19年1月24日	太田川字居平	太田川区共有

第6次総合振興計画

The 6th Strategic
The Master Plan of Izumizaki Village.

VI